個人情報保護委員会事務局 御中

一般社団法人全国銀行協会

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある 第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編)(案)」 に対する意見等について

平成28年10月4日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげます。

以 上

平成 28年11月2日

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編)(案)」に対する意見等

1. 標記ガイドライン案に対する意見等の提出に併せて改めて要望する事項

No.	意見
1	銀行は、改正個人情報保護法の全面施行日までに必要に応じて態勢整備(実務態勢の構築、従業員研修、システム改修・帳票改訂等)を行うこととなる。
	特にシステム改修・帳票改訂等の対応は、施行令・施行規則、ガイドライン、Q&A等の内容を踏まえ、その要否を判定したうえで、改修等が必要な場合には
	当該対応に係る作業を相当の日数をかけて行うこととなる。さらに、全事業者が法令等の対象となることから、システム改修の作業が施行直前の一定の時期に
	集中することが予想される。
	このため、改正個人情報保護法の全面施行日の検討に当たっては、銀行を含む事業者において発生する作業の見通し等を踏まえ、改正法対応のための準備
	期間を十分に確保できるように配慮いただきたい。
	併せて、個人識別符号、要配慮個人情報、匿名加工情報に係る規定等が新設されたことに鑑み、全面施行に向け、過剰な反応が生じないよう、国民・事業
	者等に対して制度の全容を十分に周知いただきたい。

2. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(案)に対する意見等

No.	頁	意見等
1	5	「『金融分野における個人情報保護に関するガイドライン』の改正案についてのご意見等及びご意見等に対する考え方」(平成 21 年 11 月 20 日付
		公表)の項番 2 において、以下の解釈が示されているが、改正法施行後も当然ながら同解釈に変更はないとの理解でよいか。
		【意見】
		「氏名」は同姓同名の別人の可能性があるため、必ずしも単独では個人を特定できるものではないことから、他の情報と照合し特定の個人を識別するこ
		とができた場合、個人情報に当たるという理解でよいか。また、住所、電話番号について、住所または電話番号の表示のみで、かつ、特定の個人を識別
		することができなければ、個人情報に該当しないという理解でよいか。
		【回答】
		「個人情報」は、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるも
		の」(個人情報保護法第2条1項)とされており、特定の個人を識別できない場合には個人情報に当たりません。ただし、「氏名」はもともと特定の個
		人を識別するものとして用いられており、実際に最も特定の個人を識別しやすい情報であると考えられます。したがって、その「氏名」が扱われる環境、他
		の個人の「氏名」との関連、文脈によって容易に特定の個人が識別される場合が多いことに留意が必要です。
2	6	注記「(※4)」において、「『他の情報と容易に照合することができ』るとは、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の業
		務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な
		状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると解される」とあるが、「例えば、他の事業者への照会を要する場合であって、照合が困難な
		場合」とは、同情報の提供先等が独力で特定の個人を識別することができず、情報の所有先や他の第三者たる事業者への照会で初めて特定の個人
		を識別することできる場合を指すとの理解でよいか。
3	6	死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報となる場合とは、具体的にはどのような場合を示すか明示していただきたい。
4	11	「『個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)』及び『個人情報の保護に関する法律施行規則(案)』に関する意見募集
		結果」の項番 189 において、「本籍地は、一般的に差別の要因になるものといえず、それだけでは要配慮個人情報に該当しないと考えております。ただ
		し、御指摘のように特定の地域の出身者であることを調査するために本籍地を取得するような場合に要配慮個人情報の取得になり、法の適用を受ける
		と考えております」とあるが、金融機関が相続手続等の業務遂行上必要な範囲で「本籍地」を取得する場合には、当該「本籍地」情報は、要配慮個
		人情報ではないとの理解でよいか。

No.	頁	意見等
5	12	「『個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)』及び『個人情報の保護に関する法律施行規則(案)』に関する意見募集
		結果」の項番 156 において、「病歴に対する認識や関心度は、その人の境遇やこれまでの経緯によって様々であり、風邪などの一般的かつ軽微な疾患
		に関する情報が、不当な差別や偏見その他の不利益を生じさせない情報であるとは一概に言えず、一律に判断することは困難であり、不適当であると
		考えられます。このため、患者個人が自分の病歴を、他人に取得され、第三者に提供される際に、どのような目的で取得され、利活用されるのか等を見
		極めた上で、その適否について個々人で判断、選択できることが必要かつ重要であり、その点で風邪などの一般的かつ軽微な疾患に関する情報も含
		め、要配慮個人情報とすることが適切と考えられます」とされているが、一般的かつ軽微な疾患に関する情報(風邪など)までもが、一律要配慮個人
		情報となることは、病歴の解釈の幅を大きく広げることになり実務上非常に大きな負担となる。例えば、当該情報の取得の経緯等(本人との会話な
		ど)を総合的に勘案して、明らかに不当な差別等に発展しないと判断される場合は、当該情報は要配慮個人情報に該当しないと整理していただきた
		ر۱°
		また、そもそも、「病歴」とは、医師等から診断を受けた結果、病名が告げられるものを指し、医師等の診断を受けていない場合であれば、身体不調を表
		す際の「風邪」等の情報は、要配慮個人情報に該当しないとの理解でよいか。
		さらに、「風邪」、「花粉症」、「捻挫」等の情報は、病名の俗称であり、正式な病名は、「アレルギー性〇〇炎(花粉症)」、「靭帯損傷(捻挫)」等
		であると考えるが、「病歴」はそのような医者等から診断された正式な病名をいうのか、それとも俗称も含めるものなのか。
		加えて、本人などから上記のような病名・症状等を伝えられ、それを業務上の必要があって、業務日誌等に記録する際には、具体的な病名・症状等で
		はなく、「病気を患っている」、「身体が痛む」、「具合が悪い」等と抽象的に記録すれば、「要配慮個人情報」の取得には当たらないとの理解でよいか。
6	12	施行令・施行規則(案)のパブリックコメントの結果の項番 189 において、本籍地については一般的に差別の要因になるものとはいえず、それだけでは
		要配慮個人情報に該当しないものの、特定の地域の出身者であることを調査するために本籍地を取得するような場合は要配慮個人情報の取得にな
		り、法の適用を受けると考えているとの旨の見解が出されている。
		本見解と同様に、病歴についても一律に「要配慮個人情報」と定義するのではなく、内容に応じて判断すべきではないか。
7	12	「推知させる情報にすぎないものは要配慮個人情報には含まない」とあるが、①勤務先が特定の宗教団体や政治団体である場合に、勤務先情報とし
		ての宗教団体名等の記載、②特定の政治団体等に寄付をしたというような情報、③宗教団体を設立母体とする学校や病院に勤務している情報は、
		推知させる情報にすぎないとの理解でよいか。
8	12	「社会的身分」の具体例を示していただきたい。

No.	頁	意見等
9	13	身体障害、知的障害、精神障害等の情報が要配慮個人情報に含まれるとしているが、具体的な障害名を含まない情報(例えば「目が不自由」、
		「手が不自由」と記録すること)についても要配慮個人情報の対象となるか。実務上、目の不自由な顧客に対して代筆対応するケースがあり、その際、
		代筆の理由として「目が不自由」、「手が不自由」と行内的に記録を残しておくことがあるため確認したい。
10	13	「(7)身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること」において、
		例えば、「①『身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)別表に掲げる身体上の障害』があることを特定させる情報」として「都道府県知事、
		指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け並びに所持していることが又は過去に所持していたこと」との記載があるが、犯罪収
		益移転防止法等で求められる本人確認資料で同手帳の写しを取り扱う場面において、同手帳の障害名や身体障害者等級表による級別などの情報
		をマスキング等すれば、具体的な障害内容が特定されないことから、要配慮個人情報の取得には該当しないと整理いただきたい。

No.	頁	意見等
11	13、	ADR 機関等は、顧客等である申出人からの苦情等を受け付け、必要に応じて事業者への取次ぎをしている。
	33	こうした業務において、直接本人から苦情等が寄せられるのではなく、第三者が介在したかたちで苦情等の受付を行う場合があり、要配慮個人情報の
		取得にかかる本人同意を得るという作業は極めて困難であり、顧客利便性が低下するおそれがある。
		したがって、例えば以下の事例が要配慮個人情報の取得に該当する場合に、同取得は、法第 17 条第2項第2号の「人の生命、身体又は財産の
		保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し、本人同意を不要とする取扱いでよいか。
		【問題となる事例】
		①「母親 A が病気で寝込んでおり、医者から安静にと言われているため、私(子息)が銀行窓口で親の預金口座から入院費用を引き出したいと思う
		が、可能か」(Aの子息からの相談)
		②「母親Aは、医者からアルツハイマーと言われており、まともに話ができる状態ではないため、代わりに相談を申し出た。」(Aの親族等からの相談)
		③「本日、相談室に来所する予定だったが、母親 A が転倒し、負傷した。医者からもらった湿布薬で状態は落ち着いているが、念のため、来所日時を
		変更してもらえないか。」(Aの子息からの相談)
		④「母親 A が振り込め詐欺に遭ったため、口座を凍結してほしい。」 (A の子息からの相談)
		⑤「両親で息子Aの銀行口座を管理していたが、過去に、母親(妻)が息子Aの銀行口座を売却してしまったため、息子Aの銀行口座が開設でき
		なくなってしまった。 どうすればよいか。 」 (A の父親からの相談)
		 なお、「法2条3項の「犯罪の経歴」の「犯罪」とは、本人が有罪判決を受けこれが確定した事実を意味すると理解している。法第2条3項の「犯罪に
		より害を被った事実 の「犯罪 も、これと同義との理解でよいか。この理解でよい場合、例えば、上記④の「母親 A が振り込め詐欺に遭ったため、口座を
		凍結してほしい。」(Aの子息からの相談)について、母親Aの振り込め詐欺被害の情報は、そもそも要配慮個人情報には当たらないとの理解でよい
		か。ADR 機関等においては、預金者等から「何者かによって預金通帳・キャッシュカードが盗まれた」等のこの種の申出を多数受けており、これらの情報
		は、いずれも「犯罪により害を被った事実」を推知させる情報にすぎず、「要配慮個人情報」に当たらないことを確認したい。

No.	頁	意見等
12	14	政令で示された要配慮個人情報における「健康診断その他の検査の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して
		医師その他医療に関連する職務に従事する者により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。」、「本人を被疑者又は
		被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。」、「本人を非行少年又はその疑いのある者
		として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。」について、それぞれ確証ある事実にもとづいた情
		報である場合を対象とするものであり、例えば第三者から伝え聞いた噂話程度の裏付けのない推知情報は要配慮個人情報に該当しないとの理解でよ
		いか。
13	14	施行令・施行規則(案)のパブリックコメントの結果の項番 213 において、例えば健康診断の結果のうち「異常」のみを要配慮個人情報とした場合、
		異常か否かの確認負担が大きいため、「異常がない」検査結果もあえて要配慮個人情報として取り扱うとされているが、健康診断結果をすべて要配慮
		個人情報とすることにも事業者に相応の負担がある。
		また、全く異常が認められない結果や、身長、体重、血圧、脈拍、体温等それのみで病気の診断が困難な個人の健康に関する情報を、健康診断、診
		療等の事業およびそれに関する業務により知り得た場合は、要配慮個人情報に該当するとのことであるが、かかる情報は不当な差別や偏見その他の不
		利益の要因とはなり得ない。
		運用面において、健康診断結果は要配慮個人情報に該当する場合もあるとの認識のもと慎重に取り扱うものの、「異常なし」の結果は要配慮個人情
		報に該当しないとしていただきたい。
14	15、	従業員が被疑者または被告人として刑事事件に関する手続きが行われたとの要配慮個人情報が、当該従業員の家族等の第三者から従業員の勤務
	33	先に寄せられた場合、勤務先はレピュテーション管理の観点から、当該情報を取得する必要があると考えられる。このような場合には、法第 17 条第 2
		項第2号における「(勤務先の)財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し、本人の同意なく当
		該要配慮個人情報を取得できるとの理解でよいか。
15	17	「個人情報データベース等」に該当しない事例として、「アンケートの戻りはがきが、氏名、住所等により分類整理されていない状態である場合」が挙げら
		れているところ、「住所等」に関連して、個人情報群を「郵便番号」順や「市町村」順で分類整理した場合には、当該個人情報群が「個人情報データベ
		ース等」に該当するか確認したい。
16	23、	2-11「公表」において、「公表に該当する事例」として、「事例 1 自社のホームページのトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所への掲載」と
	38	あるが、「1 回『程度』の操作」という表現が曖昧である。ウェブサイトの閲覧者に対して分かりにくい場所への掲載を防ぐことを目的とした例示であれば、
		「ウェブサイトのトップページから容易に公表事項へ到達できる場所への掲載」という記載にするべきである(通則編 38 頁の同趣旨の記載についても同
		様)。

No.	頁	意見等
17	24	2-12「本人の同意」において、「本人の同意」とは、「本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾
		する旨の当該本人の意思表示」としているが、本人が黙示的に同意したことが明らかである場合も事例として追加すべきである。
18	29、	「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」の「問Ⅵ-7」において、弁護士法第23条の2にもとづいてなされる報告の請求を弁護士会から受
	45	けた場合であっても、「具体的な報告内容によっては、プライバシー権の侵害等を理由に損害賠償請求が認容されるおそれがあることから、報告を行う
		際には予め本人からの同意を得ることが望ましいですし、仮に同意が得られない場合に報告に応じるか否かは、その照会の理由や当該個人情報の性
		質等に鑑み、個別の事案ごとに慎重に判断をする必要があると考えられます」とされており、金融機関は、弁護士会からの報告の請求について「個別の
		事案ごとに慎重に判断」を行っているが、同解釈に変更はないとの理解でよいか。
19	33	高齢顧客に対するアフターフォローや継続的な適合性確認に際し、家族から高齢顧客本人の健康状態や理解度の情報(例:認知症など)を得る
		場合がある。本人とは面談できず同意を得ることができないものの、業務上の必要性から記録を残す必要があると考えるが、この場合「人の生命、身体
		又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき」に該当し、認知症等の情報を本人の同意を得ずに取得できる
		との理解でよいか。
20	35	「本人を目視し、又は撮影することにより、その外見上明らかな要配慮個人情報を取得する場合」には本人同意が不要とされているが、知的障害また
		は精神障害は、目視ではなく本人との会話におけるその様子等で取得することもあり、こうした場合も政令第7条第1号で本人の同意が不要となるか。
		該当しないのであれば、そうした取得も、本人の同意なく当該要配慮個人情報を取得できる場合として示していただきたい。
21	40	金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの第9条(データ内容の正確性の確保)において、「事業者は、預金者又は保険契約者等の
		個人データの保存期間については契約終了後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間を経過した
		個人データを消去することとする」とあるが、法 19 条の個人データを「利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなけ
		ればならない」との努力義務は、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの規定以上の対応を求める趣旨ではないとの理解でよいか。
		また、上記に関連して、「『金融分野における個人情報保護に関するガイドライン』(案)への意見一覧」(平成 16 年 12 月 28 日公表)において、
		保存期間については、「保有する個人データごとに各事業者が利用目的に応じて保存期間を定めることが求められるものです」(項番 201)との回答
		があり、「ガイドライン第 9 条の適用に際しては、特定の利用目的に基づく保持の要件だけを配慮するのでなく、将来の妥当な必要性についても配慮す
		べきである」との意見に対しては、「保有する個人データの利用目的において、将来の必要性が認められる場合においては、対応した保存期間を定める
		こととなるものと考えられます」(項番 209)との回答がなされているが、改正法施行後も同解釈に変更はないとの理解でよいか。

No.	頁	意見等
22	44	「(※1)「個人データの取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データの入力、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される」との記載があるが、委託契約の条項等によって受託者が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切なアクセス制御が行われている場合には、「保管・管理」、「配送・移送」、「廃棄・消去」の業務委託を行った場合でも、個人情報保護法上の委託には該当しない(個人データの取扱いの委託はしていない)との理解でよいか。また、(上記の例に限らないが)個人情報保護法上の委託に該当する場合であっても、「取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に起因するリスク」を委託元において勘案した結果、「3-3-4 委託先の監督」の「(1)適切な委託先の選定」、「(2)委託契約の締結」、「(3)委託先における個人データ取扱状況の把握」で示されている具体例よりも、簡易な措置を行うことも認められるとの理解でよいか。
23	44	郵便・宅配業者(以下「郵便等業者」という。)を利用して、顧客等に個人データを含んだ書類を送付することは、郵便等業者への個人データの取扱いの委託に該当するか。 仮に、個人データの取扱いの委託に該当するのであれば、以下の点を踏まえ、例えば、委託契約等ではなく、郵便法等の法令および内国郵便約款等により、郵便物等が適切に取り扱われることが確認できるのであれば、委託元として、法第 22 条の委託先の監督に係る必要かつ適切な措置がなされていると整理していただきたい。 ・本ガイドライン案の「3-3-4 委託先の監督」において、「(1)適切な委託先の選定」、「(2)委託契約の締結」、「(3)委託先における個人データ取扱状況の把握」が求められているが、そのうち「(2)」および「(3)」の実施は現実的に困難。 ・郵便等業者は、その郵送物の取扱いを鉄道業者等に再委託等を行う場合があるが、当該再委託等について、その都度、再委託先の個人データの取扱状況等を委託先が報告または委託元が直接確認することは現実的に困難。
24	55	「『個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン』等に関するQ&A」の「項番 113」において、「共同利用開始後、途中から新たな事業者が共同利用に参入することはできますか」との質問に対し、「共同利用開始後に新たな事業者が共同利用に参入しようとする場合には、原則として、共同して利用する者の範囲を変更することができず、改めて共同利用手続を採る必要があります。ただし、本人がどの事業者まで利用されるか判断できる程度に共同利用者の範囲が明確にされている場合には、個別列挙が必要でない場合もあると考えられますので、その場合には、引き続き共同利用を行うことができるものと考えます」と回答がなされているところ、改正法施行後も同解釈に変更はないとの理解でよいか。
25	86	「8(別添)講ずべき安全管理措置の内容」については、法第 20 条、第 21 条、および第 22 条が、今回の改正前後で異なるところはないことからすれば、現行法において適切とされていた安全管理措置を講じることで、改正法下における 20~22 条の義務を果たしているとの理解でよいか。

No.	頁	意見等
26	93	物理的安全管理措置の「管理区域」、「取扱区域」の措置は、「特定個人情報扱に関するガイドライン(事業者編)」の(別添)で示されている「管
		理区域」、「取扱区域」と同様の措置(各区域の明示等)まで求められていないとの理解でよいか。

3. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)(案)に対する意見等

NIa	五 辛日 佐		
No.	頁	意見等	
1	5	「2-2 外国にある第三者」において、「外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人であっても、当該外国法人が法第 2 条第 5 項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当する場合には、「外国にある第三者」には該当しない。例えば、外国法人であっても、日本国内に事務所を設置している場合、又は、日本国内で事業活動を行っている場合など、日本国内で「個人情報データベース等」を事業の用に供していると認められるときは、当該外国法人は、「個人情報取扱事業者」に該当するため、「外国にある第三者」には該当しない(事例)日系企業の東京本店が外資系企業の東京支店に個人データを提供する場合、当該外資系企業の東京支店は「個人情報取扱事業者」に該当し、「外国にある第三者」には該当しない。)」とされている。 ここで、「事例」のとおり、外資系企業の東京支店に個人データを提供(本人同意を得たもののほか、委託・事業承継・共同利用も含む)した後、当該	
		東京支店から、外国の本店に個人データが送られた場合であっても、当該外国の本店は、法 75 条により法の域外適用を受けること、および同一法人内での個人データ授受であることから、法第 24 条にもとづく本人同意を改めて取得する必要はないとの理解でよいか(外国の「本店」に提供されることにつ	
		いて改めて同意を取得する必要はないか)。	
2	5	外国にある「第三者」のうち、規則第11条に該当するものについては、法第24条の対象から除外されると理解しているが、次に掲げる者がそもそも「外国にある第三者」に該当するのか確認したい。また、今後策定されるガイドライン等でどのような者が外国にある第三者に該当するか明示いただきたい。 ①ある日本企業が個人データの保管等を外国企業に委託する場合であって、保管場所(保管するサーバー等も含む)が日本にある場合の当該外国企業 ②ある日本企業が個人データの保管等を日本企業に委託する場合であって、保管場所(保管するサーバー等も含む)が外国にある場合の当該日本企業	

4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)(案)に対する意見等

No.	頁	意見等
1	3	犯罪収益移転防止法にもとづく取引時確認手続を履行するために、法人顧客から実質的支配者(個人である場合を前提とする。以下同じ。)の個
		人データを受領する場合は、法第 23 条第 1 項第 1 号に定める「法令に基づく場合」に該当し、確認・記録義務が適用されないとの理解でよいか。
		また、銀行がアレンジャー/エージェントに就任するシンジケーション取引において、参加確定金融機関から、犯罪収益移転防止法にもとづく取引時確認
		事務を受託する場合に、銀行が法人顧客から実質的支配者の情報を受領するときは、法第 23 条第 1 項第 1 号に定める「法令に基づく場合」に該当
		し、確認・記録義務が適用されないと解してよいか。
		上段の例において、銀行も当該シンジケーションに貸付人として参加する(銀行も特定取引を行う当事者として取引時確認を行う)場合と、銀行は参
		加せずエージェントのみ務める(銀行との関係では特定取引が発生しない)場合とで、解釈に差異が生じ得るか。
2	3、	銀行がアレンジャー/エージェントに就任するシンジケーション取引において、参加確定金融機関から取引時確認事務を受託する場合に、犯罪収益移転
	6	防止法にもとづき法人顧客から受領した実質的支配者の個人データを、当該参加確定金融機関に提供する。これは、本来であれば、法人顧客から各
		参加確定金融機関が実質的支配者の個人データを受領すべきところ、各参加確定金融機関の委任(準委任)を受け、アレンジャー/エージェントに
		就任した銀行が各参加確定金融機関に代わって受領し、それを各参加確定金融機関に提供しているものであり、法人顧客からすれば、実質的に各参
		加金融機関に提供しているとみなすことができることから、確認・記録義務が適用されないと解してよいか。
		また、借入人の実質的支配者以外の個人データ(例えば借入に係る保証人の個人データ)について、当該保証人本人から直接アレンジャーに対して
		提供があり、他の金融機関への伝達を依頼された場合には、「本人に代わって提供」しており、確認・記録義務が適用されないと解してよいか。
3	6	「2-2-1 提供者及び受領者に確認・記録義務が適用されない場合」において、「また、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、その他にも、実質的に同義務
		が適用されない類型があることを排除するものではない」とあるが、現時点で他の類型があるのであれば明示いただきたい。また、今後、そうした類型をどの
		ような手段で提示いただけるのか明示いただきたい。
		加えて、ガイドライン案で記載された類型に、具体的な取引が該当するかどうかについては、個人情報取扱事業者で判断することが許容されているのか確
		認したい。
4	6	外国送金は、「形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に
		乏しい第三者提供」に該当すると考えられるが、その理解でよいか。
5	6	手形・小切手取引は、「形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する
		必要性に乏しい第三者提供」に該当すると考えられるが、その理解でよいか。

No.	頁	意見等
6	6	電子記録債権取引は、「形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する
		必要性に乏しい第三者提供」に該当すると考えられるが、その理解でよいか。
7	6	ATM のオンライン連携において、例えば、A銀行のキャッシュカード所有者が、B銀行の ATM で出金を行う場合には、A銀行とB銀行との間で当該カー
		ド所有者の個人データを授受することとなる。 B銀行から A銀行に対する個人データの提供(支払要求の電文送信)は、「本人に代わって提供」される
		ものであり、A銀行からB銀行に対する個人データの提供(支払許可電文)は、「提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を
		介在して第三者提供を行う事例」であり、「形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・
		記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供」に該当すると考えられるが、その理解でよいか。
8	6	従業員持株信託(従業員の依頼にもとづき雇用主である事業者と信託が個人データの授受をするもの)は、「形式的には第三者提供の外形を有する
		場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供」に該当すると考えられるが、その理
		解でよいか。
9	6	財形貯蓄制度における金融機関および事業者間の勤労者にかかる個人データの授受は、以下の点から、「形式的には第三者提供の外形を有する場
		合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供」に該当すると考えられるが、その理解で
		よいか。
		【説明】
		財形貯蓄契約自体は、勤労者と金融機関の個別の貯蓄契約であるが、事業者と労働組合との間で締結される協定書において、「事業者が、給与から
		控除した金額を勤労者に代わって銀行等へ預入する等この貯蓄に必要な手続を行うものとする」等の文言が記されているようなケースは、勤労者が、貯
		蓄に関する手続き全般に関する代理権を事業者に付与しているものと考えることができる。また、事業者と労働組合との間で締結される協定書において、
		そのような記載がない場合においても、勤労者が事業主に対して天引依頼書を提出することからも、勤労者は、財形貯蓄制度のスキーム上、事業者が
		勤労者に代わって金融機関への預入手続きを行うなど、事業者が個人の取引に深く関与することを承知の上で、金融機関との間で貯蓄契約を締結して
		いるものと考えることができる。したがって、事業者から金融機関への勤労者の個人データの提供は、「本人に代わって」提供を行っていると考えられる。
		さらに、金融機関から事業者に対する勤労者の個人データの提供は、事業者を通じて勤労者に情報を伝えるために行われるものであり、「提供者が、最
		終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行う事例」と考えられる。

No.	頁	意見等
10	6	以下の取引は、顧客の依頼にもとづき個人データの授受を行うものであり、「形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の
		趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供」に該当すると考えられるが、その理解でよいか。
		・銀行のローンに関する信用保証会社と銀行間の情報授受
		・提携ローンにおける銀行と提携先(職域提携ローンにおける提携企業や、業者提携ローンにおける不動産業者等)間の情報授受
11	7	「2-2-1-1「提供者」の考え方(2)」において、「なお、本人から個人データの提供の委託等を受ける場合において、当該個人データに、「本人」以外
		の者の個人データが含まれる場合もあり得る」とある。その趣旨は、本人から個人データの提供の委託等を受けた場合において、当該個人データに「本人」
		以外の者の個人データが含まれる場合があり、そうした場合においても確認義務・記録義務はないとの理解でよいか。
12	7	銀行が、本人からグループ会社等(証券会社・信託銀行・不動産会社等)の紹介を求められ、本人の「氏名・住所等の連絡先・ニーズ(資産運用ニ
		ーズ等の単なるニーズ。具体的な金額等は含まない)」の情報を提供する場合は、本人に代わって個人データを提供している事例に当てはまるか。
13	8	「2-2-1-1 『提供者』の考え方」の「(2)本人に代わって提供」において、「取引先・契約者から、専門業者・弁護士等の紹介を求められ、専門業者・
		弁護士等のリストから紹介を行う場合」は、提供者・受領者のいずれに対しても確認・記録義務は適用されないとされている。
		これは、例えば、銀行が、取引先A社からの依頼にもとづき、取引先B社の窓口担当者の氏名・連絡先等を、同窓口担当者の同意を得て、A社に伝
		達する場合にも該当するとの理解でよいか。
14	11	「3-1-1 第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」において、代表者の氏名ではなく、当該代表者から権限委譲されている役
		員等を確認・記録することで確認・記録義務が果たされていると整理していただきたい。
15	11	与信判断等のために、取引先から送付されるデータ(本人同意あり)に、「個人データ」が含まれるケースがある。金融機関として当該個人データの提供
		までは要求していない場合に、そうした望まない個人データの受領にまで確認・記録義務を課すことは、正常な事業活動を行う事業者に対し過度な負担
		を負わせることとなり妥当でない。このような場合には、「形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質
		的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供」の類型とし、少なくとも受領者については確認・記録義務が課されないと整理いただきたい。
16	11	受領者に「提供を受ける」行為がないときは、確認・記録義務は適用されないとのことであるが、この提供が定期的・反復的に行われるものであっても、同
		様に記録・確認義務は適用されないという理解でよいか。

No.	頁	意見等
17	12	規則第 15 条第 2 項においては、個人データ取得の経緯の確認を行う方法として、書面の提示を受ける方法に加え「その他の適切な方法」が認められて
		いるところ、例えば、「提供者に対し、個人データを適法に入手したことを対面もしくは電話等で口頭確認する方法」も許容されるとの理解でよいか。また、
		こうした書面によらない確認方法もガイドラインで例示いただきたい。
		【理由】
		「適切な方法に該当する事例」として、事例1から事例6が掲げられているが、経緯の確認方法が、書面のみでは実務上の負荷が高いことから、業務円
		滑化、顧客への速やかなサービス提供の観点からも、書面以外の簡便な方法をガイドラインに例示頂きたいもの。
18	14	既存取引先から、改正法施行後に、個人データの第三者提供を受けた場合には、既存取引先に関する確認を改めて行う必要はなく、既存取引先の同
		一性の確認を行えばよいとの理解でよいか。
19	27	「記録事項の内容は同一でなければならないため、例えば、同一法人であっても、代表者が交代し、その後に記録を作成する場面では、改めて、新代表
		者の氏名について記録しなければならない」とあるが、同一法人であれば、仮に代表者の氏名がなくてもトレーサビリティの確保が可能であることから、当該
		部分を削除いただきたい。

5. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)(案)に対する意見等

No.	頁	意見等
1	4	個人情報等と匿名加工情報の考え方について以下の理解をしているが、念のため以下のとおりでよいか確認したい。また、個人情報、個人データ、保有
		個人データ、匿名加工情報等の考え方を整理し、ガイドラインやQ&A等で詳細に示していただきたい。
		①個人情報(個人データ)について
		・「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することがで
		きるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)」(法第2条第1項第1号)、又は「個
		人識別符号が含まれるもの」(同項第 2 号)をいい、「他の情報と容易に照合することができ」るとは、「通常の業務における一般的な方法で、他の情
		報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合するこ
		とができない状態であると解される」とされている。
		・ここで、仮に、個人情報取扱事業者Aにおいて、ある個人の情報について、このような容易照合性が認められれば、当該情報について、個人情報取扱
		事業者A以外の第三者が「一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができ」ない場合であ
		っても、個人情報取扱事業者Aにとって、当該情報が「個人情報」となるとの理解でよいか。
		・上記の事例の場合、個人情報取扱事業者Aにとっては「個人情報」であるが、第三者にとっては個人情報ではないとの理解でよいか。
		・上記の事例の場合、個人情報取扱事業者Aにとっては、「個人情報」(または個人データ)であることから、当該情報の取扱い等に当たっては、法第
		4 章等の規制を受けることになるとの理解でよいか。
		②匿名加工情報について
		・「匿名加工情報」とは、「個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個
		人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの」とされている。
		・ここで、ガイドライン案(匿名加工情報編)における「特定の個人を識別することができないように加工」するとの趣旨は、「少なくとも、一般人及び一般
		的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により特定できないような
		状態にすることを求めるものである」とされているとおり、匿名加工情報は、匿名加工情報を作成しようとする主体にとっては、「通常の方法により特定でき
		ないような状態」にすることが求められており、かつ、匿名加工情報を受領する主体にとっては、「一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な
		人物と情報の間に同一性を認め」ることができない状態になっていなければならないとの理解でよいか(非復元性についても同様)。

以 上